3　前二項の規定にかかわらず、適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額及び当該適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額は、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

**第四条**　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

**第五条**　新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 零パーセント |
|---|---|
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |

2　新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

（少数株主持分等に係る経過措置）

**第六条**　連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第四号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新告示第七条第一項第四号に掲げるＴｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第五十二号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通出資（新告示第五条第三項に規定する普通出資をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（新告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のＴｉｅｒ2資本調達手段（新告示第七条第四項に規定するＴｉｅｒ2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 百パーセント |
|---|---|
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |

（調整項目に係る経過措置）

**第七条**　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

**第八条**　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。